

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議の開催について

平成28年9月23日

内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

天皇の公務の負担軽減等について、様々な専門的な知見を有する人々の意見を踏まえた検討を行うため、高い識見を有する人々の参集を求めて、天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 有識者会議の座長は、出席者の互選により決定する。
- (3) 有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務等

- (1) 有識者会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- (2) 内閣官房は、必要に応じ、宮内庁、内閣法制局その他関係省庁の協力を求めるものとする。

4. その他

前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

今井 敬 日本経済団体連合会名誉会長

小幡 純子 上智大学大学院法学研究科教授

清家 篤 慶應義塾長

御厨 貴 東京大学名誉教授

宮崎 緑 千葉商科大学国際教養学部長

山内 昌之 東京大学名誉教授

(五十音順)